

# 令和8年1月教育委員会定例会事項書

令和8年1月19日（月） 午後2時から

教育委員会室

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員について

## 3 議 事

- (1) 【議案第2206号】 鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について  
(教育政策課)
  - (2) 【議案第2207号】 鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について  
(教育政策課)
  - (3) 【議案第2208号】 鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に  
関する規程の一部改正について  
(教育指導課)
  - (4) 【議案第2209号】 鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱の制定について  
(教育指導課)
- ## 4 その他
- (1) 令和8年2月教育委員会定例会の開催について  
(教育総務課)

# 1月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)	
教育委員 (服部 直美)	(会議録署名者) 教育委員 (松嶋 康博)
教育委員 (加藤 貴也)	教育委員 (笠井 智佳)

参事兼 学校教育課長 (藤見 忠)	参事 (磯部 仁)	教育次長 (永井 洋一)	参事兼 教育総務課長 (横木 一郎)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
-------------------------	--------------	-----------------	--------------------------	--------------------------

教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
--------------------	-------------------	---------------	---------------

傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----	-----	-----	-----

傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(傍聴人:定員は10人)

令和8年1月 教育委員会 定例会

議 案

(第 2206～2209 号)

令和8年1月19日

鈴鹿市教育委員会

議案第2206号

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の制定について  
鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則を次のように制定する。

令和8年1月19日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則

( 別 紙 )

#### 提案理由

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則を制定するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

## 鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例（昭和28年鈴鹿市条例第4号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

### (許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとするものは、学校施設を使用しようとする日の7日前までに学校施設使用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該使用に係る学校の校長（幼稚園にあつては、園長。以下この項において同じ。）を経て行うものとする。この場合において、当該校長は、使用に関し意見を付すものとする。

### (許可等の通知)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があつたときはその内容を審査し、使用することが適当であると認めたときにあつては学校施設使用許可通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときにあつては学校施設使用不許可通知書（第3号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

### (許可の取消し等の通知)

第5条 教育委員会は、条例第8条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更したときは、学校施設使用許可取消し（停止、条件変更）通知書（第4号様式）により当該取消し、効力の停止又は条件の変更を受けたものに通知するものとする。

### (遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校の敷地内で喫煙しないこと。
- (2) 火気を使用する場合は、適切な措置を講じること。
- (3) 許可を受けた場所以外の場所に立ち入らないこと。

- (4) 許可を受けずに設備及び備品を使用しないこと。
- (5) 建物その他の工作物、設備、備品等を汚損しないこと。
- (6) 許可を受けずに学校の敷地内で物品を売買し、又は寄附金の募集を行わないこと。
- (7) 使用を終えるに当たっては、清掃、整理、施錠、消灯、消火等を確実に行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項に従うこと。

(届出)

第7条 使用者は、事故があったとき又は建物その他工作物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第1項の規定による申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の学校施設の目的外使用について適用する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

申請者

住所

氏名

電話番号

学校施設使用許可申請書

学校施設を使用したいので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日（ ） 時 から 年 月 日（ ） 時 まで
使用予定人数	

-----  
学校教育に支障は、ありません。

年 月 日

長

印

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用許可通知書

年 月 日付で申請のあった学校施設の使用について、次のとおり許可することを決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日（ ） 時 から 年 月 日（ ） 時 まで
使用予定人数	
許可条件	
その他	

備考 屋内運動場の冷暖房設備を使用する場合は、屋内運動場の使用料に冷暖房設備の使用料を加算して支払うこと。

鈴 第 号  
年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用について、次の理由により許可しないことを決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間	年 月 日（ ） 時 から 年 月 日（ ） 時 まで
許可しない理由	
その他	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市教育委員会となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第4号様式（第5条関係）

（表）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用許可取消し（停止、条件変更）通知書

年 月 日付けで許可した学校施設の使用について、次のとおり許可の取消し（効力の停止、条件の変更）を決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

取消し（停止、条件変更）の内容	
使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日（ ） 時 から 年 月 日（ ） 時 まで
取消し（停止、条件変更）の理由	
その他	

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市教育委員会となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

議案第2207号

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則の廃止について

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則を廃止する告示を次のように制定する。

令和8年1月19日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則を廃止する告示

( 別 紙 )

提案理由

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則を廃止するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則を廃止する告示

鈴鹿市立学校施設使用条例施行細則（昭和45年鈴鹿市教育委員会告示第1号）は、  
廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2208号

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する  
規程の一部改正について

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程  
の一部を改正する訓令を次のように制定する。

令和8年1月19日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する  
規程の一部を改正する訓令

( 別 紙 )

#### 提案理由

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する  
規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市立学校の管理に関する規則等に定める申請、届出、報告等様式に関する規程  
(平成14年鈴鹿市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3号様式の1及び第3号様式の2を次のように改める。

第3号様式の1（小学校教育課程の届）

第 号  
年 月 日

（宛先）

学校名

校長名

小 学 校 教 育 課 程 の 届

鈴鹿市立学校の管理に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_年度に実施する教育課程を届け出ます。

記

小 学 校 教 育 課 程

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭						
	体 育						
	外 国 語						
特別の教科である道徳							
外国語活動							
総合的な学習の時間							
特別活動							
総授業時数		( )	( )	( )	( )	( )	( )

- ・ 年間授業時数を（ ）外に、週当たり授業時数を（ ）内に記入すること。
- ・ 国の制度等を利用して独自の教科等を新設した場合には、空欄に教科名と各学年の授業時数を記入すること。

第3号様式の2（中学校教育課程の届）

第 号  
年 月 日

(宛先)

学校名

校長名

中 学 校 教 育 課 程 の 届

鈴鹿市立学校の管理に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_年度に実施する教育課程を届け出ます。

記

中 学 校 教 育 課 程

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 家 庭			
	外 国 語			
特別の教科である道徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
総授業時数				

- ・ 国の制度等を利用して独自の教科等を新設した場合には、空欄に教科名と各学年の授業時数を記入すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第2209号

鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱の制定について  
鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱を次のように制定する。

令和8年1月19日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱  
( 別 紙 )

#### 提案理由

鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱を制定するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

## 鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スクールバスの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スクールバス」とは、鈴鹿市立小学校の再編に伴い通学区域が変更された区域の児童が通学するために運行するスクールバスをいう。

(利用対象者)

第3条 スクールバスを利用することができる者は、別表の左欄に掲げる学校に通学する児童のうち、同表の右欄に掲げる区域に住所を有する者とする。ただし、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

(運行ルート及び乗降場所)

第4条 スクールバスの運行ルート及び乗降場所は、校長の意見を聴いて教育委員会が定めるものとする。

(利用手続等)

第5条 スクールバスを利用しようとする児童の保護者は、その利用を開始しようとする年度の前年度の2月末日までにスクールバス利用申込書（第1号様式）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、転校その他の特別の事由がある場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、利用を承認し、鈴鹿市スクールバス利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

3 前項の規定による承認の有効期間は、当該学校を卒業する年度の末日までとする。

(利用内容の変更)

第6条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、その利用の内容を変更しようとするときは、スクールバス利用変更申込書（第2号様式）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、変更を承認する。

(利用の辞退)

第7条 第5条第2項の規定により利用の承認を受けた保護者は、その利用を辞退しようとするときは、スクールバス利用辞退届出書（第3号様式）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。この場合において、スクールバスの利用を終えたときは、速やかに利用者証を校長を経由して教育委員会に返却しなければならない。

（利用の取消し）

第8条 教育委員会は、前条の規定による届出があったときは、当該児童に係るスクールバスの利用を取り消すものとする。

2 教育委員会は、この要綱の規定に違反したときは、当該児童に係るスクールバスの利用を取り消すことができる。

（遵守事項）

第9条 スクールバスを利用する児童の保護者は、この要綱に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- （1） スクールバスに乗車する際は、利用者証を児童に提示させること。
- （2） スクールバスの乗降場所に決められた時刻までに児童が到着すること。
- （3） スクールバス内に児童が必要のない荷物を持ち込まないようにすること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、学校が別に定める事項

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。

（準備行為）

2 第5条第1項の規定による申込み及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表（第3条関係）

学校	区域
鈴鹿市立天栄小学校	就学等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年鈴鹿市

教育委員会規則第13号)による改正前の就学等に関する規則(昭和33年鈴鹿市教育委員会規則第12号)別表に掲げる鈴鹿市立合川小学校及び鈴鹿市立天名小学校の通学区域

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

スクールバス利用申込書（ 年度）

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

申込者

住所

保護者名

電話番号

スクールバスを利用したいので、鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申込みます。

記

フリガナ			
利用児童名			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
学校名	鈴鹿市立 小学校		
学年	第 学年		
利用区分	登下校 登校のみ 下校のみ 理由（「登校のみ」又は「下校のみ」の場合は、記入） ( )		
その他			

備考

- 1 この申込書は、スクールバスの利用児童ごとに提出すること。
- 2 学年欄には、 年4月1日現在の学年を記入すること。

年 月 日

スクールバス利用変更申込書（ 年度）

（宛先）鈴鹿市教育委員会

申込者

住所

保護者名

電話番号

利用内容を変更したいので、鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱第6条の規定により下記のとおり申込みます。

記

フリガナ			
利用児童名			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
学校名	鈴鹿市立 小学校		
学年	第 学年		
変更する内容			
変更する理由			
変更する日	年 月 日		
その他			

備考

- 1 この申込書は、スクールバスの利用児童ごとに提出すること。
- 2 学年欄には、 年4月1日現在の学年を記入すること。

年 月 日

スクールバス利用辞退届出書

（宛先） 鈴鹿市教育委員会

届出者

住所

保護者名

電話番号

スクールバスの利用を辞退したいので、鈴鹿市スクールバスの利用に関する要綱第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

フリガナ			
利用児童名			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
学校名	鈴鹿市立 小学校		
学年	第 学年		
辞退する理由			
辞退する日	年 月 日		
その他			

備考

- 1 この届出書は、スクールバスの利用児童ごとに提出すること。
- 2 スクールバスの利用を終えた日以後速やかに鈴鹿市スクールバス利用者証を返却すること。